

入園のごあんない



平塚市公立保育園・こども園



1 園の役割

保育園は、児童福祉法に基づき、保護者の方の仕事や病気等の理由でお子さんを日中家庭で保育できない時、保護者にかわりその子どもを保護者の委託を受けて保育することを目的とする児童福祉施設です。

環境を通して、養護及び教育を一体的に行っていきます。お子さんの最善の利益を考慮し、一人一人の個性を大切にしながら、心も身体も健やかに成長発達するように、援助することを基本としています。

幼保連携型認定こども園は就学前の子どもに対し、乳幼児期全体を通して、その特性及び保護者や地域の実態を踏まえ、環境を通して教育及び保育を行う児童福祉施設です。

家庭や地域での生活を含めた園児の生活全体が豊かなものとなるように努めています。

2 保育時間



- ・2、3号認定は、保育の必要量により「保育短時間」と「保育標準時間」の利用区分に区分され、保護者の就労時間と通勤時間を加えた時間とします。
- ・新規で延長保育を利用する場合は、園長との面接により申請をしてください。

1号認定 平日	9:00～14:00		一時預かり 14:01～16:30
	保育短時間認定	保育標準時間認定	延長保育
2、3号認定 平日	8:30～16:30	7:00～18:00	保育短時間認定 7:00～8:29 16:31～19:00 保育標準時間認定 18:01～19:00
2、3号認定 土曜日	8:30～16:30	7:00～18:00	保育短時間認定 7:00～8:29 16:31～18:00

3 慣らし保育

初めての集団生活を経験するお子さんの負担にならないよう、保育時間を徐々に延ばしていきます。初日は1時間で始まり、2～4週間を目安としています。
個人差がありますので、お子さんの状態に応じて短縮・延長する場合もあります。

4 保育料等

保育料や副食材料費、主食費は、毎月末に保護者の指定する金融機関からの振替納入となります。(在園中は、欠席が続いても納入してください)

5 送迎

- ・園の送迎は、保護者が責任をもって行ってください。事故防止のためにも門の開閉は保護者の方が行い、安全な場所までは必ず手をつないでください。
- ・やむをえず代理の場合や、お迎え時間が変わった場合は必ず事前に連絡をください。
- ・欠席・遅刻の場合は、9:00までに連絡をください。
- ・登降園の際は、必ず職員に声をかけてください。
- ・登降園の際は、登降園管理システム用 iPad のインカメラに、コドモンアプリ内にある二次元コードをかざし登降園時間を打刻してください。
- ・二次元コードをかざすのは、登園時は登園してすぐ、降園時は仕度がすべて終わった後にお願いします。

資料1「登降園管理システム 二次元コード打刻の手順」参照。

6 休園日

日曜日・国民の祝日(振替休日)・12月29日から1月3日

ただし、風水害や地震災害発生時等にはやむを得ず臨時休園とする場合があります。

資料2「平塚市内の保育園における臨時休園措置にかかるガイドライン」参照。

7 諸届

- ・入園後に、勤務先・住所・電話・家族構成等の変更がありましたら、諸用紙に記入し提出してください。
- ・長期の欠席が見込まれる場合(病気等)は「保育所(園)欠席届出書」、退園する時は「保育所(園)退所届書」を提出してください。

資料3「保育所等をご利用の皆さんへ」参照。

8 非常災害時の対策

・風水害や地震災害発生時等は、園から連絡はできない場合があります。情報を収集し、道路状況等の安全を十分に確認した上で、園または避難場所へ速やかに迎えに来てください。

[資料2]「平塚市内の保育園における臨時休園措置にかかるガイドライン」参照。

・地震国でもある日本では、さまざまな災害が発生する可能性があります。そこで、被災された保育所等の検証結果を受け、下記の内容で子どもたちの安全を確保する一助にしてまいります。

幼児組

水道水を入れた水筒を登園時の持ち物としています。水筒の肩掛けひもの部分にチャック式ビニール袋の中に入れたマスクとゴーグル(水泳用)を、ゴム輪(平ゴム等)でくくりつけてください。 水筒は登降園の時にはもちろんのこと園外に出る時には必ず持っていきます。子どもが肩から下げて、マスクやゴーグルを入れたチャック式の袋が落ちないか確かめて、子どもと一緒につけてみてください。

自宅に帰りましたら、水筒の中に残っている水は捨て、翌朝清潔に洗浄した水筒に水を入れてお持ちください。日中は、水筒が空にならないかを担任と一緒に確認をして園の水道水を補充させていただきます。毎日のことでお手数をお掛けしますが、子どもたちの命を守る「命の水」です。不明な点は事務室または担任までお声かけください。

[理由]

- ・水道水は消毒基準値が守られた清潔な水です。飲み水はもちろんのこと、非常食の調理用に、怪我をした場合の傷口の消毒用に、発熱時には冷やすこともできます。いざという時、水はとても多用途に使うことができます。
- ・ゴーグルやマスクは飛散物や煙に対してとても有効です。飛散物で目を怪我したり、目が開けられず方向感覚がなくなったり、また、煙を吸うことのないように身を守るためのものです。

乳児組

給食室で作った麦茶や白湯で水分補給をします。災害が発生したときは、非常食用の飲料水を使用し職員が各年齢に合わせて配慮していきたいと思います。



9 全体的な計画

保育理念		子どもの最善の利益を考慮し、家庭や地域との連携や交流を図りながら、子どもが健康・安全で情緒の安定した生活ができる場を保障し、豊かな人間形成の基礎を培う。				
保育方針		・情緒の安定を図り、基本的な生活態度を育て、心身の健康を養う。 ・日常生活の中で、自然や社会事象についての興味・関心を育て、思考力の芽生えを養う。 ・人への配慮や信頼性を育て、自主・協調の態度を養い、道徳性を養う。				
保育目標		丈夫な子ども、遊べる子ども、考える子ども、思いやりのある子ども				
発達過程		1歳未満児	1歳以上3歳未満児	3歳以上児		
養護	生命の保育	←一人一人の生じた食事・排泄の回数が十分に満たされるようにする。→ → いくさや動作、言葉で伝えようとする欲求や興味に応じ、適切な休息ができるように関わる。→ → 適切な運動と休息を取ることができるようになる。	安全で安心して生活できる環境づくり、一人一人の個性を尊重し、快適に生活できるようにする。→ → 快適な生活リズム(食事・睡眠・休息遊び)を整え、心身共に充実して過ごせるようにする。→ → 学年に向かって進む生活リズムがつくれられるようになる。	→	幼稚期の終わりまでに育つべき姿	
	情緒の安定	特定の保育士等と慣れながら、信頼関係を築く。→ → 一人一人の要を十分に察し、信頼の安定を図る。	特定の保育士等と慣れながら、自分の気持ちを表すことができるようになる。→ → 一人一人が生じた生活リズム、自己肯定する気持ちを育てるようになる。	→ 安心して自分の思いを表現できるようになる。→ → 保育士等や友達に自分の気持ちを伝えることができるようになる。		
教育	健やかにのびのびと育つ	・保育士等の愛情豊かな受け容りの下で、生理的・心理的欲求を満たし心地よく生活をする。 ・一人一人の生育に応じて、はう、立つ、歩くなど十分に体を動かす。 ・個々差に応じて授乳を行い、離乳を進めていく中で、様々な食品に少しづつ慣れ、食べることを楽しむ。 ・一人一人の生活リズムに応じて、安全な環境の下で十分に午睡をする。 ・おむつ交換や衣服の着脱などを通じて、清潔になることの心地よさを感じる。	健 康	保育士等の愛情豊かな受け容りの下で、安定感をもって生活をする。 ・食事や午睡、遊びと休息など、保育所における生活のリズムが形成される。 ・走る、跳ぶ、登る、押す、引つけるなど全身を使う遊びを楽しむ。 ・様々な食品や調理野菜に慣れ、ゆったりとした雰囲気の中で食事や間食を楽しむ。 ・身の回りを清潔に保つ心地よさを感じ、その習慣が少しづつ身に付く。 ・保育士等の助けを借りながら、衣服の着脱を自分でしようとすると、便器での排泄に慣れ、自分で排泄ができるようになる。	保育士等や友達と触れ合い、安定感をもって行動する。 →いろいろな遊びの中で十分に体を動かす。 → 進んで户外で遊び。 → 様々な運動に親しみ、楽しく取り組む。 → 保育士等や友達と一緒に食べる楽しみ、食べ物への興味や関心をもつ。 → 健康な生活リズムを身に付ける。 → 身の回りを清潔にし、衣類の着脱、食事・排泄などの生活に必要な活動を自分でする。 → 保育所における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら見通しをもって行動する。 → 自分の健康に問い合わせ、病気の予兆などに必要な活動を進めて行く。 → 危険な駄菓子、危険な遊びや災害などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。	健康な心と体
	身近なものと気持ちが通じ合ひ	・子どもからの働きかけを踏まえた、応答的な触れ合いや言葉がけによって、欲求が満たされ、安定感をもって過ごす。 ・体の動きや表情、発声、囁き等を優しく受け止めてもらい、保育士等とのやり取りを楽しむ。 ・生活や遊びの中で、自分の身近な人の存在に気付き、親しみの気持ちを表す。 ・保育士等による語りかけや歌いかけ、発声や絵本等への応答を通じて、言葉の理解や発音の経験が育つ。 ・温かく、受容的な開け通じて、自分を肯定する気持ちが芽生える。	人間関係	保育士等や周囲の子ども等との安定した関係の中で、共に過ごす心地よさを感じる。 ・保育士等の柔軟な対応や応答的な関わりの中で、欲求を適切に満たし安定感をもって過ごす。 ・身の回りに様々な人がいることに気付き、徐々に他の子どもと開け通じて遊び。 ・保育士等の仲立ちにより、他の子どもとの開け通じ方を少しづつ身につける。 ・保育所の生活の仕方に慣れ、さまざまな大きさに気付き、生活や遊びの中で、年長児や保育士等の真似をしたり、ごっこ遊びを楽しんだりする。	保育士等や友達と共に過ごすことの喜びを味わう。 →自分で考え、自分で行動する。 →自分でできることが自分でできる。 →いろいろな遊びを楽しみながら物事をやり遂げようとする気持ちをもつ。 → 友達と一緒に開け通じながら喜びや悲しみを共感し合う。 → 自分の思ったことを相手に伝える、相手の思っていることに気付く。 → 友達のよに気付く、一緒に行動する楽しさを味わう。 → 友達と一緒に活動する中で、共通の目的を見出し、工夫したり、協力したりなどする。 → よいじや悪口などがあることに気付く、考えながら行動する。 → 友達との開け通じを深め、思いやりをもつ。 → 友達と一緒に生活する中で大きな大きさに気付く、守ろうとする。 → 共同の遊びや用具を大切にし、皆で使う。 → 高齢者をはじめ地域の人々などの自分の生活に関する深い、いろいろな人に親しみをもつ。	自立心 協同性 道徳性・規範意識の芽え 社会生活との関わり 思考力の芽え
	身近なものと開け通じ合ひ感性が育つ	・身近な生活道具、玩具や絵本などが用意された中で、身の回りのものに対する興味や好奇心を持つ。 ・生活や遊びの中で様々なものに触れ、音、形、色、手触りなどに気付き、感覚の働きを磨かにする。 ・保育士等と一緒に様々な色彩や形のものや絵本などを見る。 ・玩具や身の回りのものを、つまむ、つかむ、たたく、引っ張るなど、手や指を使って遊び。	環境	安全で活動しやすい環境での探索活動等を通して、見る、聞く、触れる、嗅ぐ、味わうなどの感覚の働きを豊かにする。 ・玩具、絵本、遊具などに興味をもち、それらを使った遊びを楽しむ。 ・身の回りの物に触れる中で、形、色、大きさ、量などの物の性質や組みに気付く。 ・自分の物と人の物の区別や場所の感覚など、環境を捉える感覚が育つ。 ・身近な生き物に気付き、親しみをもつ。 ・季節の生活や季節の行事などに興味や関心をもつ。	自然に触れて生じ、その大きさ、美しさ、不思議などに気付く。 → 生活の中で、様々な物に触り、その性質や組みに興味や関心をもつ。 → 季節により自然や人間の生活に変化のあることに気付く。 → 自然などの身近な事象に関心をもち、取り入れて遊ぶ。 → 身近な動物に親しみをもって接し、生命の尊さに気付き、いたわったり、大切にしたりする。 → 日常生活中で、我が国や世界における様々な文化や伝統に親しむ。 → 身近な物を大切にする。 → 身近な物や遊具に興味をもって開け通じ、自分なりに比べたり、開け通けたりしながら考えたり、試したりして夫して遊ぶ。 → 日常生活中で数量や图形などに関心をもつ。 → 日常生活中で簡単な標識や文字などに関心をもつ。 → 生活に興味の湧き物や遊びなどに興味や関心をもつ。 → 保育所が行う行事において国際に親しむ。	自然との関わり・生命尊重・数量や图形・標識や文字などへの関心・感覚
	長時間保育・異年齢交流	異年齢の子どもや担任以外の保育士との開け通じを広げて深めることで、クラスを超えて多様な仲間や保育士と関わる楽しさを知り協同する力を育む。 子どもの生活リズムや心身の負担軽減に配慮し、安全にゆっくりと安心して過ごせる環境を整える。また、保育者間の密な連携と保護者との情報共有を大切にする。				
食育		家庭や地域との連携	子育て支援	小学校との連携	研修	自己評価
「平塚市食育年間指導計画」に基づき、年間計画に合わせて実施する。		「保健室」及び「健康安全マニュアル」に基づき全職員が、共通理解を深め計画的に取り組む。	保護者と情報共有し、信頼関係を築いていくと共に地域の関係機関と連携を図り、必要な協力が得られるよう努める。	子育て支援事業「育児相談・開放保育、赤ちゃん広場、体験交流保育、子育て広場など」を通じて連携を図り、相互理解を深める。保育所児童保護登録を小学校へ送付する。	「研修計画」に基づき、専門知識として必要な知識及び技術の習得、維持及び向上に努める。(園内研修・課内外研修・講師研修など)	保育の質の向上を図るため、保育士及び保護者の自己評価を行い改善に努める。

10 年間保育計画（基準）

期	月	乳児		幼児	
		ねらい	内 容	ねらい	内 容
第1期	4・5月	<ul style="list-style-type: none"> 新しい環境に慣れ、安心して過ごす。 見守られながら好きな遊びを楽しむ。 戸外に出て春の自然に触れる。 	<ul style="list-style-type: none"> 不安や要求を受け止めてもらう。 保育士等と一緒に好きな場所、好きな遊具で遊ぶ。 春の暖かさを感じながら、散歩や戸外遊びを楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> 新しい環境に慣れ、保育士等や友達と一緒に安心して過ごす。 生活の仕方を知り、自分でやってみようとする。 春の身近な自然に触れて遊ぶ。 	<ul style="list-style-type: none"> 一人一人の気持ちを温かく受容してもらう。 食事、排泄、手洗い、衣服の着脱の仕方等を知り、生活に必要な活動を自分でしようとする。 身近な動植物に关心をもつ。
第2期	6・7・8月	<ul style="list-style-type: none"> 梅雨期や夏期を快適に過ごす。 夏の遊びを楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> 十分な水分補給や休息をとる。 水、砂、土等に触れながら手指や全身を使った遊びを楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> 梅雨期や夏期の保健衛生に留意し健康で快適に過ごす。 夏の遊びを楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> 夏の健康な過ごし方について知り、水分補給や休息等生活に必要な活動を自分でしようとする。 夏の自然現象に興味や関心を持つ。 水、砂、土等に触れ夏ならではの遊びを十分に楽しむ。
第3期	9・10・11・12月	<ul style="list-style-type: none"> 室内外の気温差や、体調に合わせてなるべく薄着を心掛け元気に過ごす。 十分に体を動かして遊ぶ。 戸外に出て秋の自然に触れる。 	<ul style="list-style-type: none"> 体調や活動に合わせて衣服を調節もらう。 走る、跳ぶ、登る、押す、引っ張る等全身を使う遊びを楽しむ。 散歩や戸外遊びを通して、季節の移り変わりを感じる。 	<ul style="list-style-type: none"> 思い切り体を動かして遊び心地よさや楽しさを味わう。 友達との関りを広げ、共通の目的を持って集団で活動することを楽しむ。 秋の身近な自然や、冬の訪れに興味をもつ。 	<ul style="list-style-type: none"> 様々な運動遊びに興味をもち、友達と十分に体を動かして遊ぶ。 気の合う友達と様々な遊びを楽しむ。 秋の身近な自然に关心をもち、遊びに取り入れたり、冬の訪れに気付いたりする。
第4期	1・2・3月	<ul style="list-style-type: none"> 冬の自然を感じる。 大きくなったことに喜びを感じ、色々なことを自分でしようとする。 友達と遊ぶ楽しさを味わう。 	<ul style="list-style-type: none"> 氷や霜柱に触れて、冬の自然を感じる。 簡単な身の回りのことを自分でしようとする。 保育士等や友達と見立て遊びやつもり遊びを楽しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> 進級に期待をもち、自分でできることをやってみようとする。 友達とのつながりが広がり、一緒に遊ぶことを楽しむ。 冬の自然に触れ、遊びの中に取り入れようとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 身の回りのことを自分でしようとしたり、自分たちなりに生活や遊びを進めていこうとしたりする。 様々な遊びを通して、友達や異年齢児と関わって遊ぶことを楽しむ。 冬の自然現象(氷、雪、霜柱等)に关心をもち、遊びに取り入れたり、春の訪れに気付いたりする。
行事	年間	<ul style="list-style-type: none"> 保護者説明会及びクラス懇談会 ・健康診断(内科・歯科) ・尿検査 ・防災訓練 ・親子参加フェスタ(年2回) ・七夕まつり ・プラネタリウム見学 ・夏祭り ・遠足 ・もちつき ・豆まき ・卒園式 等 			
		<p>* 詳細は園の年間行事予定表でお知らせします。</p>			

11 園の一日

時間	4、5歳児			3歳児 (2号認定)	0~2歳児 (3号認定)
	1号認定	2号認定 (短時間)	2号認定 (標準時間)		
7:00			順次登園	順次登園	順次登園
8:30		順次登園		順次登園 (短時間)	順次登園 (短時間)
9:00	登園			遊び	遊び
9:30		自ら選ぶ活動			おやつ
		クラス活動			食事
12:00		食事		食事	午睡
13:30		自ら選ぶ活動		午睡	
14:00	降園 一時預かり 保育利用		遊び	遊び	
15:00			おやつ	おやつ	おやつ
16:30		順次降園 延長 保育利用		順次降園 (短時間)	順次降園 (短時間)
18:00			順次降園	順次降園	順次降園
19:00			延長 保育利用	延長 保育利用	延長 保育利用

年齢や個人差により時間の変更があります。

- ・活動は、すべての子どもの幸せを願い、一人一人の個性・意欲を大切に、年齢・発育・発達に応じた保育計画に基づき援助をします。
- ・クラス編成は、原則として年齢別の保育ですが、人数により合同クラスもあります。
また、異年齢とのかかわりを目的とした保育も取り入れています。
- ・心身に障がいのあるお子さんの保育を行っています。

12 基本的生活習慣

- ・洗顔、歯磨き、うがい、手洗い、洗髪、散髪、手足の爪きりは、習慣づけましょう。
 - ・早寝・早起き・朝食を必ず摂って、排便もすませるよう心がけましょう。
 - ・寒暖差がある時は一枚上着を羽織る等、調節や着脱をしやすい服装にし、薄着の習慣をつけましょう。
 - ・持ち物はいつも清潔にしましょう。

13 健康管理

- ・健康診断、歯科検診は年2回、尿検査は年1回、身体測定は毎月行います。結果はその都度お知らせしますのでご覧ください。
 - ・病児保育は行っておりません。熱がなくても下痢、嘔吐等身体の状態がよくない時は登園を控えてください。
 - ・薬は、原則としてお預かりしていません。慢性疾患等の場合はご相談に応じます。
 - ・園で発熱や具合が悪くなった場合は、集団の中では安静にできませんので連絡をいたします。(保護者の所在は、常にはっきりさせておいてください)
 - ・予防接種は、平塚市のホームページ等をよく見て受けてください。
特に、麻しん(はしか)は、各医院に電話予約をしてから受けましょう。(無料です)
 - ・朝夕の視診は十分行いますが、ご家庭でお子さんに変化があった時は、必ずご報告ください。また、園内で体調に変化があった時は、保護者に連絡をいたしますが、急を要する場合は、救急車を要請し救急指定病院へ連れて行きます。
 - ・伝染性の病気の場合は、医師の許可があるまで登園を控えてください。登園する場合は、「登園許可証明書」を園に提出してください。(平塚市医師会加入医療機関は無料です)
インフルエンザ・新型コロナウィルスの場合は「登園届出書」に保護者が記入し提出してください。
 - ・伝染病が流行した場合は、園での状況をお知らせします。

登園許可証明書

保育園認定登園許可證明書		③ 保育園認用																		
園名																				
園主氏名		() 歳																		
<p>上記の者は、下記の疾病が治癒したので登園してよいことを証明する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">疾病名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">百日咳</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">結核</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">麻疹</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">流行性角結膜炎</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">流行性耳下腺炎</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">急性出血性結膜炎</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">風疹</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">溶連菌感染症</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">水痘</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">伝染性髄膜炎</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">咽頭炎</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">熱</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">その他学童保健安全法施行規則第18条で定めるもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">備考</td> </tr> </tbody> </table>			疾病名		百日咳	結核	麻疹	流行性角結膜炎	流行性耳下腺炎	急性出血性結膜炎	風疹	溶連菌感染症	水痘	伝染性髄膜炎	咽頭炎	熱	その他学童保健安全法施行規則第18条で定めるもの		備考	
疾病名																				
百日咳	結核																			
麻疹	流行性角結膜炎																			
流行性耳下腺炎	急性出血性結膜炎																			
風疹	溶連菌感染症																			
水痘	伝染性髄膜炎																			
咽頭炎	熱																			
その他学童保健安全法施行規則第18条で定めるもの																				
備考																				
(上記疾患の該当欄に○印を記入)		平成12年3月23日付																		
初診	年	月	日																	
登園許可	年	月	日																	
医療機関名																				
医師氏名																				

インフルエンザ登園届出書

新型コロナウィルス登園届出書

乳幼児のかかりやすい感染症

印: 医師より登園許可書をもらい保育園に提出してください。

印: 保育園から配布する「登園届出書」に保護者が記入し提出してください。

病名	主な症状	登園のめやす
百日咳	初めは軽い咳、咽頭の発赤。一週間よりコンコンヒューと強い咳の発作が、2~3か月続く(咳は夜間が多い)	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
麻疹(はしか)	咳とともに発熱し目鼻のどが赤くなる。頬の内側に白い斑(コブリック斑)ができる。くしゃみ、鼻水、38前後の発熱の後3~4日で全身に発疹が出始める。	解熱後3日を経過してから
流行性耳下腺炎(おたふく風邪)	発熱(37~38)、頭痛、耳たぶの下から頬にかけ腫れや痛み(両側、片側のこともある) 食欲不振、嚥下困難、つばがでやすい。	耳下腺、頸下腺、舌下腺の月長が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
風疹(三日はしか)	軽い発熱とはしかに似た発疹、耳の後ろ、頬、肘等のリンパ線が腫れる。	発疹が消失してから
水痘(水ぼうそう)	発熱と同時に頭髪の中や足の裏、手の平まで発疹、水泡となり、次第にかさぶたとなる。	すべての発しんが痂皮化(かさぶた)してから
咽頭結膜炎(プール熱)	発熱(38~40)、頭痛、結膜炎(充血、目やに等)をおこす。	主要症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	白眼が赤くなり、まぶたも腫れ、目やにが多くなる。一方の目から他方にうつり、痛み、見にくい。	感染量が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
溶連菌感染症(しよう紅熱)	急に発熱、ふるえ、寒気、のどの痛み、扁桃腺発炎吐等。2~3日後一面に発疹。舌がいちご状になる。	抗菌薬内服後24~48時間経過していること
伝染性膿瘍(とびひ)	紅斑に水疱をともなって、急速に広がり、数も増える。水疱や膿胞がやぶれてびらん、かさぶたをつくる。	膿疱が消失するまで皮膚が乾燥しているか湿潤部位が被覆できる程度のものである
ウィルス性肝炎A型(流行性肝炎) B型(流行性肝炎)	38前後の発熱、手足のだるく食欲不振、吐き気嘔吐のあらわれ肝臓のある上腹部が痛む。 数日後に黄疸ができる(皮膚、白眼)尿はオレンジ色を帶び、便は逆に白っぽくなる。	肝機能が正常である
インフルエンザ	突然の高熱(38を超える)と全身のだるさ、咳や因頭の痛み、頭痛、関節痛など。全身症状がおこる。 発熱が2~3日持続したあと、1週間程度で回復する。	発症した日を0日とし、その後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまで
新型コロナウィルス感染症	発熱、空咳、嘔吐、下痢等	発症した日を0日とし、その後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
手足口病	手、足、口等に小水疱、丘疹、口の中に発しんができる(口腔内炎)。発熱を伴うことがある。	発熱や口腔内の水疱、潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(りんご病)	両頬に開いた蝶形の紅斑。手足に網状の発疹。38前後の発熱、無熱のこともある。	全身状態が良いこと
マイコプラズマ肺炎	発熱からはじまり数日後に咳が始まり、咳が持続する。適切な治療を受けることが大切である。	発熱や激しい咳が治まっていること
ヘルパンギーナ	口の中に丘疹、小水疱ができ、潰瘍となる。乳幼児に多い夏風邪。	発熱や口腔内などの主症状が消失し、普段の食事ができること

RS ウィルス感染症	発熱、鼻水、咳、呼吸困難	呼吸器症状が消失し、全身状態が良い
突発性発疹	39～40度近い高熱が3～5日程続く。解熱と同時に、お腹や背中周りの対幹部を中心に赤い発疹がでて、顔や手足に広がる。	解熱し機嫌がよく全身状態がよいこと
ウィルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	吐き気、嘔吐、下痢、腹痛等の症状発熱は軽度	嘔吐、下痢の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヒトメタニューモ ウィルス感染症	咳、ゼイゼイ呼吸、鼻水、発熱	咳等が安定した後、全身状態がよいこと

14 けがや事故等が起きた時の対応

けがや事故については、起こらないように万全を期しますが、起きてしまった場合は園内で治療、または医師の診断を受けます。急を要する場合は、救急車を要請し救急指定病院へ連れて行きます。(その際、初診料がかかることがあります。)

- 1 保護者へ連絡(状況及びかかりつけの医師の確認)をいたします。
- 2 病院へ連れて行きます。
- 3 治療後の状況報告を保護者にいたします。
- 4 通院になる場合は、都合により保護者にお願いすることもあります。
- 5 治療費が一定額以上の場合は、日本スポーツ振興センターより災害共済給付金が支払われます。

擦り傷・切り傷・こぶ・虫刺され等軽度の場合は、園内で治療します。

頭部打撲・落下・骨折・切傷は、状況により応急処置後、医師診断を受けます。

少々のけがを恐れず、体験することによって今度はけがをしないような方法を知らせ、様々な体験に挑戦できる積極的な姿勢をつくっていってあげたいと思います。また、子ども同士の噛みつき・ひっかきは、成長発達上起こりうることなので、ご理解ください。

15 緊急時の連絡方法

- ・緊急時において、携帯電話がつながらないことが想定されます。「緊急連絡及び登降園時間調査票」には勤務先等の固定電話番号を記入してください。
- ・保護者の所在は、常にはっきりさせておいてください。

16 情報発信

- ・園からのお知らせを、コドモンアプリや掲示等で隨時お伝えします。

17 給食

- ・保育(こども)園の給食は主食・副食を提供する完全給食です。
- ・乳幼児期は、心身ともに成長発達のめざましい大切な時期であり、食事は成長発達、健康の保持増進に大きな影響を与えます。そのため、保育園では1日に必要な栄養量の約半分、こども園の1号児では1/3を摂取でき、旬の食材を用いて季節感を感じられる給食の提供に努めています。また、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理、適時適温給食を実施しています。

(1) 提供内容

離乳食…生後5か月～18か月 授乳・離乳の支援ガイドから1食あたりの目安量を算出

乳児食…生後19か月～2歳児 日本人の食事摂取基準から1日必要量を算出

幼児食…3歳児～5歳児 日本人の食事摂取基準から1日必要量を算出

[幼児食、乳児食の提供栄養量]

1日の栄養目標量	幼児				乳児		
	男児	女児	園の栄養量	(1号児)	男児	女児	園の栄養量
エネルギー(kcal)	1,300	1,250	574	383	950	900	463
たんぱく質(g)	25	25	20	13.4	20	20	17
脂質(g)	29～43	28～42	19	12.7	21～32	20～30	15
塩分(g)	3.5未満	3.5未満	1.6未満	1.2未満	3未満	3未満	1.5未満

園での提供栄養量:1日の約45%

園での提供栄養量:1日の約50%

(2) 献立

一月ごとに献立を作成しています。ポイントは次のとおりです。



毎月献立表をコドモンアプリで配信します。バランスの良い食事を心掛けましょう。

当日の給食は、毎日コドモンアプリで配信します。量や盛り付け、切り方等家庭の参考にしてください。

アレルギー等疾患のお子さんについては、個別対応を行っております。医師の診断のもと、「保育所等における食物アレルギー疾患生活管理指導表」「診断書」等を提出してください。

(3) 提供時間

		午前おやつ	昼 食	午後おやつ	延長おやつ
授乳期	2～4ヶ月頃		ミルク 200ml (3.4時間おき)		白湯
離乳期	5.6ヶ月頃	なし	10:30～11:00		
	7～18ヶ月頃	9:30			
	乳 児	9:30 11	11:00～11:30	15:00	18:00過ぎ
	幼 児	なし	11:30～12:00		

18 個人情報の取り扱い

・インターネットの普及、スマートフォンやタブレット端末等、多様な機器も増え情報を取り巻く環境が大きく変わってきています。そこで、良いと思ってインターネット上に流した情報が思わぬ形で流出してしまう怖さがあります。保育の充実、個人情報保護などの観点から以下のことにお気を付けいただき、ご協力をお願いいたします。

保育中の写真撮影や動画撮影は、ご遠慮ください。運動会・発表会など行事の場での写真・動画撮影は、あくまでも「お子さんの記録」のための撮影に限定してください。

写真・動画撮影をされる場合には、他の園児の「肖像権保護」の観点から撮影した映像を公表したり、インターネット(SNSなど動画サイトへの投稿)などで公開したりすることがないようにしてください。

・個人情報提供する内容については、入園時提出していただく承諾書にて確認させていただきます。

参考資料 「平塚市個人情報保護条例 第5条」

市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、他人の個人情報をみだりに取り扱わないようになるとともに、自ら個人情報の保護を心掛けることによって、個人情報の保護に積極的な役割を果たすように努めるものとする。

19 「エコモ」の取り組み

保育園は、平塚市環境マネジメントシステム「ひらつかエコモード」の環境方針に基づき環境に優しい取り組みを積極的に行ってています。

20 苦情解決

園に対してのご意見、ご要望、苦情等についてお受けするようになっていますので、いつでもお話ください。

21 保護者の会

園の行事への協力、自主活動をします。



22 子育て支援

地域に開かれた園として、子育て家庭の支援を行っています。

- ・**育児相談**……………子育てについての不安や悩みの相談を、直接または電話で受けています。
- ・**開放保育**……………地域のお子さんの遊びの場、保護者同士のコミュニケーションの場として園を開放しています。
- ・**情報提供**……………園入所案内・ホームページ等において園の状況や育児に関する情報を提供しています。
- ・**世代間交流**…………園や地域の行事を通して、世代の異なる方々とふれあう機会をもっています。
- ・**体験、交流保育**………集団生活の体験や、園児との交流を通して、地域のお子さんと保護者等への支援を行っています。
- ・**虐待への対応**………地域の医療・保健・福祉関係機関との連携を図り、早期発見や防止に努めています。
- ・**妊娠支援**……………園で赤ちゃんとのふれあいを体験することにより、安心して生み育てることができるよう支援しています。
- ・**赤ちゃん広場**………初めての赤ちゃんを育てる保護者を対象に、お子さんの健やかな成長を見守り、友達づくりができるよう支援しています。
(現在は保健センターで行っています。)





登降園管理システム
QRコード打刻の手順

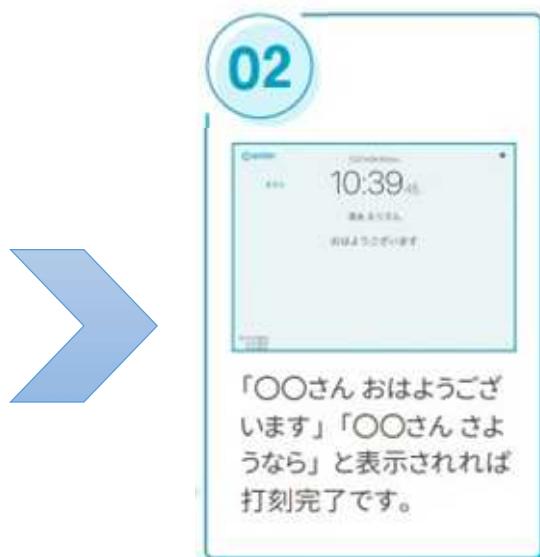
当園では、園児の送迎に際し、セキュリティの向上と事務作業の省力化を図るため、QRコードによる登降園管理システムを導入しています。

登降園時には QR コードをご準備ください

保護者アプリの HOME 画面右上から QR コードを表示できます。

登園時…登園後すぐに、二次元コードをかざす。

降園時…支度を済ませて園を出る際、二次元コードをかざす。



紛失や破損した場合は、セキュリティの関係上すぐ職員までお申し出ください。
QR コードを他の人に渡さないでください。

QR コードをお忘れの場合は、タブレット操作はせず職員までお申し出ください。

打刻した情報は、出欠席管理、連絡帳機能、延長保育料集計等に連携しますので必ず打刻していただくようお願いいたします。

【登園時の打刻漏れについて】

正確な所在(出席)確認のため、登園している園児について登園時間の打刻忘れがある際には、園の職員が登園を確認した時刻を入力させていただく場合がございます。
その際には、保護者アプリにて通知が届きますので御了承ください。
また、登園予定にもかかわらず打刻が確認できない園児については、保護者の方に御連絡いたします。

【降園時の打刻漏れについて】

打刻忘れがありますと、原則、延長保育料が最大19時まで発生します。
ただし、当日の19時までに各園へ御連絡いただければ、職員が降園時刻を入力させていただきます。

打刻時間は保護者アプリで確認できます

登降園打刻時間の履歴は、保護者アプリ上の 【その他】 【登降園履歴】 からご確認いただけます。

令和7年10月10日施行

災害発生時等における臨時休園措置等のガイドライン

1 目的

本市における保育所等は、社会経済活動の基礎となる社会インフラであり、災害発生時等においても、原則として開園することを基本とします。一方で、台風や集中豪雨等により人的・物的被害が生じる恐れが高まった際、園児と保育従事者の生命と身体の安全を守るために、やむを得ず臨時休園とする判断も重要です。

このことを踏まえ、災害発生時等における臨時休園措置等の基準を定めたガイドラインを策定します。なお、本ガイドラインの改訂に伴い、「災害発生時等における臨時休園措置等のガイドライン（令和6年11月25日施行）」は、令和7年10月10日限りで廃止します。

2 本ガイドラインの対象となる施設

公立・私立の認可保育所、認定こども園（2・3号認定）、小規模保育事業所（以下、「保育所等」）

3 臨時休園の判断・基準

次のいずれかに当てはまる場合、又は、今後当てはまる可能性が高いと判断した場合、臨時休園することを基本とします。

ただし、災害が迫っており急を要する場合において、保育所等の施設長や設置者等が臨時休園と判断することを妨げないものとします。

区分	条件	対応	判断主体
A	<ul style="list-style-type: none"> ・気象庁から平塚市に特別警報（大雨、暴風、大雪、暴風雪）が発令されたとき ・平塚市内の全地域で、警戒レベル3以上の避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）が発令されたとき ・平塚市に「震度5弱以上の地震」が発生したとき 	全ての保育所等を休園	保育所等 自動での一斉休園
B	<ul style="list-style-type: none"> ・平塚市内のいずれかの地域で、警戒レベル3以上の避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）が発令されたとき ・気象庁が相模湾・三浦半島津波予報区に「大津波警報」「津波警報」を発表したとき 	平塚市から避難指示が発令されている地域に所在する保育所等を休園 目安として避難所が開設されている地域…別表参照	市保育課 保育所等は、別表を参考して臨時休園の準備をし、市保育課は、保育所等に臨時休園の決定の連絡をする。
C	・施設周辺で道路冠水や土砂災害が発生し、送迎が困難である又は登園することに危険があるとき	保育所等の判断で休園	保育所等 保育所等は、「7施設の対応」に基づき、市保育課へ必要な報告をする。

【注意点】平塚市が発信する「警戒レベル」と国や（気象庁、国土交通省）県が発信する「警戒レベル相当情報」の2種類があります。臨時休園の判断については、本市が発令する「警戒レベル」の避難情報等に対応するものです。

4 平塚市が発令する避難情報（警戒レベル3以上）のお知らせ方法

お知らせ媒体	方法
防災行政無線	市内にあるスピーカーを使用して放送します。
FM湘南ナパサ	通常放送に割り込んでスポットアンウンスを放送します。
緊急速報メール	平塚市にいる携帯電話等を所持する方に、メールでお知らせします。 (自動配信のため登録不要)
ほっとメールひらつか	あらかじめ登録したメールアドレスにメールでお知らせします。 (メールアドレスの登録が必要)
平塚市LINE公式アカウント	あらかじめ友達登録したLINEアプリに配信します。 (LINEアプリでの友達登録、「防災行政無線・災害情報等」の受信設定が必要)
X(旧Twitter)防災ひらつか	Xのタイムラインに避難情報を表示します。 (アカウントのフォローが必要)

(参考)

- 市災害対策課等から発表される避難指示（避難所開設）の連絡画面

■平塚市
平塚市地震風水害情報
警戒レベル3 高齢者等避難

こちらは、ぼうさいひらつかです。

警戒レベル3 高齢者等避難
土砂災害の恐れが高まってい
ます。
土砂災害の恐れがある区域に
いる方は、崖等の危険な場所
から離れ、安全な場所に今す
ぐ避難してください。

発令対象は、出縄、万田、高
根、山下1丁目、山下3丁目、
根坂間、公所、日向岡2丁
目、土屋、上吉沢、下吉沢、
めぐみが丘、南金目、千須
谷、片岡、広川、真田4丁
目、岡崎、城所です。

開設する避難所は、土屋公民
館、吉沢公民館、金目公民
館、岡崎公民館、城島公民
館、旭北公民館、旭南公民
館、南原公民館、中原公民
館、豊田公民館、金田公民館
の各地区公民館です。
各学校は開設しております

発信者の確認方法
「こちらは、ぼうさいひらつかです。」
と記載がある通知(右の画像)が、
平塚市からの通知(指示)です。

気象庁や県から発信される場合は、
「警戒レベル 相当」と「相当」が入ります。

5 登園状況による対応

登園前	保護者に登園を見合わせてもらう。
保育中	園児の安全確保を最優先に図り、保護者に対し速やかなお迎えを依頼する。 保育所等での待機が危険と判断した場合は、あらかじめ指定した場所での引渡しを実施する。

6 臨時休園を解除し保育を再開する目安

再開時期の目安については、市保育課から保育所等に連絡します。なお、原則として、開園時刻は平常時と同じとします。ただし、停電、断水、浸水、施設の損壊、土砂崩れ、保育士や調理員の配置不足などで、保育の再開が困難であると施設長が判断する場合は、目安時刻より遅れた開園や引き続き休園とします。この場合の再開時期は、市保育課と協議の上で決定するものとします。

市保育課からの保育所等への連絡時刻は次のとおりとします。

原則	開園前日の 17:00 までに
の内容に変更が生じた場合	開園当日の 6:00

7 施設の対応

(1) 開園に向けた対応

施設は、災害発生時（「3 臨時休園の判断・基準」に定める臨時休園を除く）においても原則開園することとし、開園に当たっては、園児の安全を確保するため、保護者に登園の自粛をお願いするなど、必要な保育士を確保し、配置基準を満たすことを基本とします。

(2) 臨時休園等の周知・情報共有

施設は、臨時休園及び保育の再開について、メールやホームページ等あらかじめ定めた方法により保護者に周知を図ります。また、施設長等は市保育課と連絡が取れるよう、連絡体制を確立します。

(3) 緊急事態に対して、施設に駆け付けられる体制の確保

施設は、緊急事態に対して責任者等が施設に駆け付けられる体制を確保します。

(4) 被害状況等の報告

施設は、市保育課の指定する期日までに被害状況や保育状況等について報告するものとする。

以 上

別表

	避難所	対象保育所等		避難所	対象保育所等	
1	・中原小学校 ・南原小学校 ・中原中学校	・南原保育園		9	・神田小学校 ・相模小学校 ・神田中学校	・神田保育園 ・大神保育園 ・認定こども園大神美里幼稚園 ・認定こども園神田幼稚園
2	・旭小学校 ・旭陵中学校	・あさひ保育園 ・大町保育園 ・清水学園付属幼稚園		10	・大野小学校 ・八幡小学校 ・神明中学校	・八幡保育園 ・愛・八幡保育園 ・みどり保育所 ・みどり保育所分園ピッコロ ・湘南きらら保育園 ・サンライズキッズ保育園平塚園 ・HANAIみらい愛育園 東真土 ・認定こども園大野幼稚園
3	・横内小学校 ・横内中学校 ・平塚湘風高校	・若草保育園 ・横内保育園		11	・港小学校 ・太洋中学校 ・高浜高校 ・平塚競輪場	・夕陽ヶ丘保育園 ・港こども園 ・苗・もんもん保育園 ・花・もんもん保育園
4	・金田小学校 ・松延小学校 ・金旭中学校	・サンキッズ金田ぼいくえん ・平塚めぐみこども園 ・つくし幼稚園		12	・城島小学校 ・岡崎小学校 ・大住中学校	・ゆうかり保育園 ・認定美里・柿の実こども園
5	・みずほ小学校 ・金目小学校 ・金目中学校 ・東海大学	・金目保育園 ・金目おむすび保育園 ・認定こども園さなだ幼稚園		13	・真土小学校 ・松が丘小学校 ・豊田小学校 ・大原小学校 ・大野中学校 ・平塚中等教育学校	・しらさぎ保育園 ・中原保育園 ・真土すばる保育園
6	・崇善小学校 ・松原小学校 ・江陽中学校	・平塚保育園 ・明石町保育園 ・しらゆり保育園 ・サン・キッズ湘南 ・湘南平塚あゆみ保育園 ・くまのこ保育園 ・まなびの森保育園平塚 ・錦町保育園あねら ・ぼとふ平塚 ・ミルキーホーム平塚園 ・ぱぱりか保育園平塚		14	・土屋小学校 ・吉沢小学校 ・土沢中学校	・吉沢保育園
7	・勝原小学校 ・山下小学校 ・山城中学校	・いづみ保育園 ・高村保育園 ・湘南みらい保育園		15	・花水小学校 ・なでしこ小学校 ・浜岳中学校 ・平塚工科高校 ・大磯高校	・もんもん保育園 ・サン・キッズ平塚ステーション ・花水さくら保育園 ・松風・もんもん保育園 ・MIRATZ湘南平塚保育園
8	・富士見小学校 ・春日野中学校 ・平塚農商高校 ・平塚江南高校	・柳町保育園 ・富士見保育園 ・認定こども園道和幼稚園		避難所が開設された地域に所在する保育所等は、臨時休園となる可能性が高くなるため、本別表は「3 臨時休園の判断・基準」に定める「区分B」（市内の一部の保育所等が休園する場合）の目安となるものです。		

保育所等をご利用の皆さんへ

資料 3

次の変更がある場合、手続きが必要です。

手続きが遅れることによって、保育所等の利用等に影響が出ることがありますので、速やかに保育課または園へ必要書類を提出してください。(注 1)

変更内容	提出するもの(注 2)	注意事項 (詳しくは「保育所等利用案内」をご覧ください)
市内で引越す時	教育・保育給付認定変更申請書(注 3)	
市外に引越すことが決まったとき	退所届(注 4)	転出前に保育課へ相談してください。 状況によって継続利用できる場合があります。
一緒に暮らす人が増えたり、減ったりしたとき	教育・保育給付認定変更申請書(注 3)	保育料または副食費の徴収額が変わることがあります。 単身赴任等で保護者が市外に転出されたとき(その年の1月1日に平塚市に住民票がないとき)は、毎年8月までに住民票のない保護者の市民税がわかる書類の提出が必要です。
結婚したとき (事実婚またはパートナーと同居も含みます)	教育・保育給付認定変更申請書(注 3)	保育料または副食費の徴収額が変わることがあります。
	同居された方の保育を必要とする理由を証明するための書類	
離婚を前提とした別居をし、世帯員が減ったとき	教育・保育給付認定変更申請書(注 3)	保育料または副食費の徴収額が変わることがあります。 調停が終了したり、調停を取り下げたりした時は、保育課までご連絡ください。
	離婚調停中を証明する書類(注 5)	
離婚したとき	教育・保育給付認定変更申請書(注 3)	保育料または副食費の徴収額が変わることがあります。
名前が変わったとき	教育・保育給付認定変更申請書(注 3)	
仕事を辞めたとき	退職日がわかるもの(注 6)	保育所等の利用時間が変わることがあります。求職活動でご利用の場合は、短時間認定になります。 なお、月の初めの時点で短時間認定された場合、原則その月内は保育時間を過ぎると延長保育料が発生しますのでご注意ください。
	教育・保育給付認定変更申請書(注 3)	
転職したとき	退職日がわかるもの(注 6)	保育所等の利用時間が変わることがあります。(利用時間の変更時は教育・保育給付認定変更申請書の提出も必要です) 短時間認定でご利用の方が、今後標準時間認定をご希望の場合は、 遅くとも希望する月の前月末までに保育課または園へご相談ください。
	就労証明書(注 7) 事業を開始する場合は、開業届や営業許可証などの写しも必要です	
求職活動中の方が仕事を始めた、または決まったとき	就労証明書(注 7)	保育所等の利用時間が変わることがあります。 短時間認定でご利用の方が、今後標準時間認定をご希望される場合は、 遅くとも希望する月の前月末までに保育課または園へご相談ください。
	教育・保育給付認定変更申請書(注 3)	
出産の予定ができたとき	出産予定児の母子手帳の写し(保護者氏名及び分娩予定日記載ページ)	出産理由による利用期間は、出産予定日の前の月から数えて4か月となります。
下の子が生まれて育休を取得するとき	教育・保育給付認定変更申請書(注 3)	保育所等の利用時間が短時間認定になります。 父母ともに取得するときは、二人とも就労証明書(これから取得する育休期間が確認できるもの)が必要となります。
	育休を取得する方の就労証明書(注 7)	
育休を終了し復職するとき	教育・保育給付認定変更申請書(注 3)	父母ともに取得していたときは、二人とも就労証明書(復職した日付の確認ができるもの)が必要となります。
	復職する方の就労証明書(注 7)	
保育を必要とする理由が変わったとき(介護や就学など)	教育・保育給付認定変更申請書(注 3)	詳しくは保育課または園へご相談ください。
	保育を必要とする理由を証明するための書類	
園を辞める時	退所届	提出が遅れると翌月分の保育料のお支払いが必要となります。
来年度も継続して利用したいとき	継続入所申込書 保育を必要とする理由を証明するための書類	10月ごろ、園を通してまたは郵送で全世帯にご案内します。来年度のご利用にあたっては、案内文書を確認の上、提出してください。

手続きの内容や時期によっては保育課への直接の提出をお願いすることがあります。

市外園を利用されている場合、上記以外の書類が必要となる場合があります。

用紙は保育課窓口または平塚市ホームページより取得できます。また、平塚市内の園でも配布しています。

正式名称は「子どものための教育・保育給付認定変更申請書」となります。一枚で複数の手続きを兼ねることができます。

転出先自治体にて手続きが必要な場合、必要書類は転出先自治体にお問い合わせください。

離婚調停にかかる期日指定書・弁護士への委任状・契約書等の写しを提出してください。

離婚調停が終了した時、調停を取り下げた時は、保育課に御連絡下さい。

離職票または最後に支給された給与の明細、退職証明書等を提出してください。

一枚で複数のお子様の手続きを兼ねることができます。

問い合わせ先

平塚市役所 保育課保育担当

0463-21-9612

0歳児・1歳児クラスの持ち物について

おしほり用タオル 1枚	手ふきタオル 1枚	エプロン 2枚	ポーチ 1
			
給食時に濡らして使用します	手洗い時に使用します ループ付きのもの	スタイ型で、後ろはマジックテープで止められるもの	ビニール製で 18 cm × 24 cm 程度のもの 使用したエプロン、タオルを入れます
コップ・カップ袋 各1	着替え 各2組以上	ビニール手さげ袋 1枚	おむつ・おしりふき おむつ 7枚以上 おしりふき 1
			
コップは取って付きで割れないもの カップ袋はゆとりのあるもの	季節に応じた上下衣、下着等を用意してください (スタイ等個人で必要なもの)	汚れた衣服を入れます	おむつはお尻側に大きく名前を書いてください
敷布団 1枚	バスタオル 1~2枚	タオルケット 1枚	毛布 1枚
			
120 cm × 70 cm程度のもの (袋状のシーツ) コット使用の場合は、不要です	枕用として使用します コット使用の場合は、枕用とコットに敷く用の2枚必要です	上掛け用として使用します (ベビー用サイズ)	寒い時期に使用します
布団袋 1	手提げ袋 1	防災頭巾 1	
			
週末に布団一式を持ち帰ります	登降園の際、持ち物が全部入る大きさのもの	頭のサイズに合ったもの	



持ち物にはすべて記名をお願いします

2歳児クラスの持ち物について

おしぶり用タオル 1枚	手ふきタオル 1枚	エプロン 1枚	ポーチ 1
			
給食時に濡らして使用します	手洗い時に使用します ループ付きのもの	スタイ型で、後ろはマジックテープで止められるもの	ビニール製で 18 cm × 24 cm 程度のもの 使用したエプロン、タオルを入れます
コップ・カップ袋 各1	着替え 各2組以上	ビニール手さげ袋 1枚	おむつ・おしりふき おむつ 7枚以上 おしりふき 1
			
コップは取って付きで割れないもの カップ袋はゆとりのあるもの	季節に応じた上下衣、下着等を用意してください (スタイ等個人で必要なもの)	汚れた衣服を入れます	おむつはお尻側に大きく名前を書いてください
敷布団 1枚	バスタオル 1枚	タオルケット 1枚	毛布 1枚
			
120 cm × 70 cm程度のもの (袋状のシーツ)	枕用として使用します	上掛け用として使用します (ベビー用サイズ)	寒い時期に使用します
おねしょマット 1	布団袋 1	手提げ袋 1	上履き・上履き袋 各1
			
必要に応じて用意してください	週末に布団一式を持ち帰ります	登降園の際、持ち物が全部入る大きさのもの	履きやすく足に合ったもの
防災頭巾 1			
			
頭のサイズに合ったもの			

 持ち物にはすべて記名をお願いします

3歳児クラスの持ち物について

手ふきタオル 2枚	エプロン 1枚	はし・はし箱 各1	コップ・カップ袋 各1
			
手洗い時に使用します ループ付きのもの	スタイ型で、後ろはマジックテープで止められるもの	箸は、手の大きさに合ったもの 箸箱は、扱いやすいもの	コップは取って付きで 割れないもの カップ袋はゆとりのあるもの
水筒 1	ポーチ・ゴーグル・マスク 各1	着替え 各2組以上	ビニール手さげ袋 1枚
			
自分で使用でき、からだに合ったもの	ポーチの中にゴーグル、マスクを入れ、水筒に取り付けます 災害発生時に使用します	季節に応じた上下衣、下着等を用意してください	汚れた衣服を入れます
リュックサック 1	上履き・上履き袋 各1	手さげ袋 1	防災頭巾 1
			
登降園や遠足の際、持ち物が全部入る大きさのもの 胸ベルトが付いているもの	履きやすく足に合ったもの	30 cm × 44 cm程度のもの 絵本や作品等を入れて持ち帰ります	頭のサイズに合ったもの
敷布団 1枚	バスタオル 1枚	タオルケット 1枚	毛布 1枚
			
120 cm × 70 cm程度のもの (袋状のシーツ)	枕用として使用します	上掛け用として使用します (ベビー用サイズ)	寒い時期に使用します
布団袋 1	クッキング保育用 1組	 持ち物にはすべて記名をお願いします	
		必要に応じて用意してください	
週末に布団一式を持ち帰ります			

4・5歳児クラスの持ち物について

手ふきタオル 2枚	はし・はし箱 各1	コップ・コップ袋 各1	クッキング保育用 1組
			
手洗い時に使用します ループ付きのもの	箸は、手の大きさに合ったもの 箸箱は、扱いやすいもの	コップは取って付きで 割れないもの コップ袋はゆとりのあるもの	必要に応じて用意してください
水筒 1	ポーチ・ゴーグル・マスク 1組	着替え 各2組以上	ビニール手さげ袋 1枚
			
自分で使用でき、からだに合ったもの	ポーチの中にゴーグル、マスクを入れ、水筒に取り付けます 災害発生時に使用します	季節に応じた上下衣、下着等を用意してください	汚れた衣服を入れます
リュックサック 1	上履き・上履き袋 各1	手さげ袋 1	防災頭巾 1
			
登降園や遠足の際、持ち物が全部入る大きさのもの 胸ベルトが付いているもの	履きやすく足に合ったもの	30cm×44cm程度のもの 絵本や作品等を入れて持ち帰ります	頭のサイズに合ったもの
敷布団 1枚	バスタオル 1枚	タオルケット 1枚	布団袋 1
			
120cm×70cm程度のもの (袋状のシーツ)	枕用として使用します	上掛け用として使用します (ベビー用サイズ)	週末に布団一式を持ち帰ります

寝具は夏期のみに使用します

 持ち物にはすべて記名をお願いします